

○尾張旭市市民活動促進助成事業候補選定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 尾張旭市市民活動促進助成金交付要綱(平成31年4月1日施行)第9条第2項の規定に基づき、尾張旭市市民活動促進助成金(以下「助成金」という。)の助成対象事業の候補を選定するため、尾張旭市市民活動促進助成事業候補選定会議(以下「候補選定会議」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 候補選定会議は、申請書類及びプレゼンテーションにより助成対象事業の候補を選定し、意見を市長に提示するものとする。ただし、助成金交付申請額が5万円未満のときはプレゼンテーションを省略することができる。

(組織)

第3条 候補選定会議は、構成員5人以内とし、次に掲げる者で組織する。

- (1) 市民活動又は市民活動支援に関係する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 会長は、構成員のなかから互選で決定する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職を代理する。

4 構成員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 候補選定会議は、市長の依頼により開催し、会長が会議を主宰する。

2 候補選定会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(プレゼンテーションの公開)

第5条 プレゼンテーションは、公開により行うものとする。

(庶務)

第6条 候補選定会議の庶務は、市民生活部市民活動課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、候補選定会議の運営に関し必要な事項は、会長が候補選定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。